資料6

# 第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に対する意見・評価

○ 「施策番号」は第4次犯罪被害者等基本計画の施策番号を指す。

第1　損害回復・経済的支援等への取組

| 整理番号 | 項目 | 施策番号 | 構成員 | 意見・評価 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 1. 損害賠償の請求についての援助等 | 1 | 假谷構成員 | 民事法律扶助を利用できても償還義務があり、被害者の負担は変わらない。犯罪被害者については、原則償還義務免除されたい。<br>また、訴訟費用についても同様。 |
| 2 | | 2 | 假谷構成員 | 精通弁護士が被害者に預かり金を返還するのに時間がかかる。被害者事案を優先せよ。 |
| 3 | | 3 | 假谷構成員 | 周知しているというが、損害賠償命令制度の実数が上がっておらず、利用されていない。実効的な施策を求める。テレビコマーシャル、ウェブ等も含め。 |
| 4 | | 4 | 假谷構成員 | 1　公判記録の閲覧謄写<br>2　不起訴記録の弾力的運用<br>（1）　医療観察事案における鑑定書を含む。説明もしてもらいたい。<br>（2）　平成20年12月1日の通達で、被害者参加事件でないと、民事賠償以外（事件の内容を知りたい）の理由で閲覧謄写が認められない事案がある。客観的証拠だけが認められている。加害者の言い分等を知りたい。デートDV、ストーカー等被害者参加対象事案以外も閲覧謄写を求めたい。<br>（3）　控訴審第1回期日前に、担当検事が控訴趣意書を閲覧・謄写させてくれず、実質的な準備ができなかった事例。<br>3　公判記録の閲覧謄写、被害者参加 |
| 5 | | 5・6 | 太田構成員 | 自賠責や任意保険等保険会社が保険手続において被害者に接触する場合、不適切な言動をして被害者に二次被害を与えることがあるようです。民間とはいえ、犯罪被害者への対応に当たる従業員にはきちんと被害者支援教育を行うよう、国土交通省や金融庁は民間の保険会社に指導を行うべきです。 |
| 6 | | 6 | 假谷構成員 | 国において、立て替え払い制度ができるまでの間、民間保険各社において、犯罪被害保険を策定されたい。 |
| 7 | | 9 | 正木構成員 | 作業報奨金の損害賠償充当額がここ数年変化がない状況である。 |
| 8 | | 11 | 假谷構成員 | 加害者による賠償の実態把握が不十分である。例えば、検察官から事件終了後1年経過後に、賠償がなされているかを問い合わせるなど、実効調査を行われたい。また、地方更生委員会における聴取の際に、統計をとることも可能なはず。保護観察条件で、被害者への賠償が記載されてるから、賠償をしていない場合に、仮釈放の取り消しを実施するなど。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 1. 損害賠償の請求についての援助等 | ―<br>（154・162） | 太田構成員 | 刑事施設に収容されている受刑者や保護観察を受けている保護観察対象者で、被害者に対し損害賠償債務を負っているにもかかわらず、作業報奨金や領置金、自己契約作業報酬や、保護観察中の就労で得た収入から被害者に損害賠償を分割で支払いをしている受刑者は、依然として極めて限られています。損害賠償債務を有する受刑者や保護観察対象者が全て損害賠償債務を履行に向けて（分割で）支払いを行うよう刑事施設や保護観察所が積極的に指導すべきである。 |
| 10 | | ―<br>（154） | 太田構成員 | 刑事施設に収容されている受刑者は、作業により作業報奨金を得ても、受刑者本人が申し出ない限り、報奨金の釈放前に支給を受けて被害者に送金することはできません。かといって、報奨金に対しては、釈放前においても、釈放の際にも、強制執行によりこれを差し押さえることもできません。そこで、損害賠償債務のある受刑者については、作業報奨金から、定期的に一定の額を控除して、被害者に送金する制度を法律改正により導入すべきだと考えます。 |
| 11 | | ―<br>（154） | 太田構成員 | 被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者については、拘禁刑の施行を見据えて、一般の刑務作業の時間を大幅に短縮し、自己契約作業に従事することができる体制を整備すべきであると考えます。刑事施設側は、自己契約作業に参加する企業を見つけるなどの援助を行うとか、生産作業のうちの提供作業を発注している企業に対しては、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者について作業の一部を自己契約作業とするよう働き掛けるなど、自己契約作業の機会を積極的に設けると共に、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者には、こうした自己契約作業に従事するよう積極的に働き掛けるべきです。 |
| 12 | | ―<br>（154・162） | 太田構成員 | 犯罪者に対し損害賠償債権を有している被害者に対しては、損害賠償債権の消滅時効の成立を防ぐため、犯罪者に損害賠償債務を承認させることにより、再提訴せずとも、時効の更新ができることを広く広報すべきです。受刑者に対し損害賠償債権を有している被害者については、受刑者に対し債務の存在を承認させることを望む場合、刑事収容施設法84条の2を根拠として、受刑者が債務承認書に署名捺印して郵便で被害者に送るように指導するか、又は被害者心情聴取及び伝達の被害者への結果報告の一環として受刑者が債務を承認した旨の報告するなどの方法により、債務の承認を援助することが望ましいと考えます。加害者が保護観察中は、更生保護法57条１項5号に基づいて、保護観察官がこうした指導をすべきであると考えます。 |
| 13 | | ― | 武構成員 | 判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するということを考えて欲しい。被害者が苦労しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと払わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できなからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。 |
| 14 | 2. 給付金の支給に係る制度の充実等 | 13 | 假谷構成員 | 犯給金の早期支給・仮給付は引き続き実施されたい。 |
| 15 | | 14 | 假谷構成員 | ３日以上入院要件が厳しいので、拡充されたい。 |
| 16 | | 18 | 假谷構成員 | 凍結口座からの被害者回復の手続きが煩雑。難しい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 17 | 2. 給付金の支給に係る制度の充実等 | 19 | 伊藤構成員 | 国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用実績（令和3～5年度）が少ないのでは。外務省（在外大使館等）と警察との連携は取れているのだろうか。 |
| 18 | | | 假谷構成員 | 国外犯罪の犯給水準を上げることを検討するべき。支給件数が少なすぎる。 |
| 19 | 3. 居住の安定 | 20 | 假谷構成員 | 犯罪被害者への入居が、目的外使用となっているが、目的に加えるべきではないか。 |
| 20 | | 21 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。具体的な実態調査等を行われたい。 |
| 21 | | 24 | 假谷構成員 | 周知されているのか疑問がある。 |
| 22 | | 27 | 假谷構成員 | 相談業務をしている方の業務量に比して、体制が足りていないと思われる。相談実績等を示されたい。 |
| 23 | | 30 | 假谷構成員 | 犯罪被害者等施策情報メールマガジンで周知しているというが、一般国民も登録すれば受信できるようにしてもらいたい。 |
| 24 | 4. 雇用の安定 | 32 | 假谷構成員 | トライアル雇用助成金の支給実績を明らかにされたい。実効的ではない場合、より実効化する施策を検討されたい。 |
| 25 | | 33・34 | 假谷構成員 | ハローワークできめ細やかな相談というが、具体的に何がされているのか。犯罪被害者の対応窓口や、犯罪被害者限定の職紹介等があるのか。ハローワーク等で、積極的に被害者が、被害者であると申告することは考えられない。果たして被害者のための施策を真剣に考えているのか分からない。もっと実効的な施策をとられたい。 |
| 26 | | 34 | 伊藤構成員 | 「求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施」とあるが、実施結果と取組予定は【施策番号33】と同じ。犯罪被害に遭った者が、求職活動しやすいように、公共職業安定所においてもっ体制を整備する必要があるのではないか。プライバシー保護の問題はあるが、本人の了解を得るうえでも、自治体や民間支援団体との連携が必要。 |
| 27 | | 37 | 正木構成員 | 休暇制度の導入率が低い。 |
| 28 | | | 伊藤構成員 | 被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。 |
| 29 | | | 假谷構成員 | 休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。<br>厚労省が案内しているのだから、公務員が手本として制度の導入を実施すべきである。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 30 | 全項目 | 右記 | 假谷構成員 | 施策番号5、7、8、9、10、12、15、25(90)、26(91)、28、31については、引き続き実施されたい。 |

第2　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

| 番号 | 項目 | 施策番号 | 構成員 | 施策の進捗状況に対する意見・評価 |
|---|---|---|---|---|
| 31 | 1．保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | 38 | 伊藤構成員 | 「PTSD対策専門研修」について、入門研修もあるとよい。自治体職員や福祉職が被害者対応するために、基礎的なことを学べる研修を提供していたいだけると有難い。 |
| 32 | | 39 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。なお、各警察からも案内されるよう、周知されたい。 |
| 33 | | 40 | 假谷構成員 | 精神医療について、助成金が出るとのことであるが、周知されていない。医療機関からも、申し出があるまで知らされることがない。医療機関から、被害者であることを申し出たときには、自動的に適用されるようにされたい。 |
| 34 | | 41 | 太田構成員 | 犯罪被害者の治療や看護に当たる医師や看護師が被害者に不適切な言動を行って二次被害を与えるケースがあります。医学部や看護学部、看護学校においても被害者支援教育を積極的に実施するようにすべきです。 |
| 35 | | 41 | 假谷構成員 | 医学部だけでなく、一般的に、小中高大学生を含め、教育をされたい。 |
| 36 | | 43・44 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。実施内容が不明瞭であり、意見を述べられない。 |
| 37 | | 45 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。自動車事故被害者に限定されず、通常の刑事犯に対するものも実施されたい。 |
| 38 | | 46 | 假谷構成員 | これは犯罪被害者一般に利用可能なのか。周知されていないのではないか。 |
| 39 | | 47 | 伊藤構成員 | 「家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応」とあるが、この中に、こども自身が（家庭以外での）犯罪の被害にあったり、家族（きょうだい）が被害にあったりした場合の中長期にわたる心のケアも含めてほしい。 |
| 40 | | 53 | 太田構成員 | 学校における犯罪被害や性犯罪被害が後を絶ちません。こどもに対する犯罪被害防止教育を一層推進する必要があります。さらに、こどもが被害を受けた場合の学校側の対応が極めて稚拙であります。危機管理教育も含め、教員に対して犯罪被害が発生した場合の、被害児童やその保護者、他の生徒に対する対応等、適切な対応を取ることができるようにするための研修を必須とすべきであります。 |
| 41 | | | 伊藤構成員 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカ―の配置人数だけでなく、被害者支援に特化した研修を実施してほしい。「犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知」では不十分。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 42 | 1．保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | 57 | 假谷構成員 | 警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。 |
| 43 | | 58 | 假谷構成員 | 警察からや、一般の病院で案内するための施策を検討されたい。<br>実績はどうか。 |
| 44 | | 60 | 假谷構成員 | メールマガジンに登録してほしい。 |
| 45 | | 64～67 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。犯罪被害者対応の専門職はあるのか。働きかけの結果、専門研修は行われたのか。 |
| 46 | | 68 | 太田構成員 | 第4次計画でも、法科大学院において犯罪被害者等に対する理解の向上に努めることとされているのに、殆どの法科大学院でそうした教育が実施されていない。全国の法科大学院の学生は、将来、法曹となり、犯罪被害者だけではなく、社会的弱者や困難な状況にある者に対する支援や業務に携わることになります。そうした法科大学院の学生には、犯罪被害者の支援に関する教育を経て、「人の痛み」を感じ取る頃ができる人材としていくことが不可欠であります。そこで、各学年定員50名以上の法科大学院では、被害者学なり被害者支援に関する講義を設けること、それ以下の定員のところでも、必ず被害者支援に関するセミナーなりガイダンスを実施すること求めます。 |
| 47 | | 69 | 假谷構成員 | 犯罪被害者が利用できる医療制度の一覧が周知されていないのではないか。 |
| 48 | | ― | 太田構成員 | 今国会で成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」では、学校設置者等及び民間教育保育等事業者は教員や従事者による児童対象性暴力等を防止し、児童被害者を保護する責務を課されることになり、また防止のための研修を教員等に行う義務が課される予定です。こうした性犯罪被害防止のため、被害者支援に知見や経験のある学識経験者や職能団体の職員等による適切な教育、研修体制が整えられる必要があると思います。<br>あと、犯罪事実が確認された者に対しては、業務に従事させないなどの必要な措置を取ることとされているが、単にこどものいない部署への配置転換だけでは不十分です。再加害防止教育等、適切な研究教育を行う必要があります。 |
| 49 | 2．安全の確保 | 72 | 假谷構成員 | １　刑事裁判後の被害者通知において、判決要旨を送られたい。<br>２　半年ごとの被害者通知において、わざわざ心情伝達制度を利用するまでもなく、加害者のコメントを通知したらどうか。<br>３　死刑囚の場合には、被害者通知がこないので、通知されたい。 |
| 50 | | 75 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。 犯罪被害者を支援する弁護士の存在も同時に案内してもらいたい。 |
| 51 | | 83 | 假谷構成員 | 遮へい措置については、被害者参加対象事案以外の被害者が傍聴したいときに、実施できない（ストーカー事件等）。被害者参加対象事案を増やすことが求められるが、対象外であっても遮へい傍聴が可能な制度（運用）をしてもらいたい。 |
| 52 | | 85 | 假谷構成員 | 個人情報の取り扱いのみならず、二次被害を与えないような研修を行ってほしい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 53 | 2. 安全の確保 | 86 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。支援措置の実施には、半年ごとに役所へ行かなければならないか。引っ越した場合に、引っ越し前の役所に行かなければならず、遠隔地の実家に身を寄せている場合等に、交通費と時間を要するのが、負担が大きい。あとは、引っ越し先の役所で手続できるようにするなど。 |
| 54 | | 101<br>(154) | 假谷構成員 | 特別改善指導の受講者が、年間530人というのは少ないのではないか。これにより被害弁償につながった事例はどの程度あるのか。効果検証の結果は公表されているのか。 |
| 55 | | 103・<br>105 | 太田構成員 | 以前の会議において警察庁は全国の警察においてストーカーの加害者に対する教育や処遇がどのように行われているか把握していないということでしたが、把握すべきです。ストーカーの加害者(警告又は禁止命令対象者)に対しどのような取り組みが警察でなされているかを把握したうえで、よりよい対応を模索するべきだと考えます。 |
| 56 | | 104 | 假谷構成員 | 加害者から被害者に対する賠償がされた事例はどの程度あるか。贖罪のためのプログラムが実施されているとは思えない。 |
| 57 | | 105 | 假谷構成員 | ストーカー等、再被害の実態を把握しているか。ストーカーの法定刑懲役1年で短すぎ、出所してすぐに再犯することの抑止になっていない点は、法定刑を重くする方向での改正が必要ではないか。ストーカーが、探偵等を用いて、被害者情報を集めることができており、これを防止する方策を検討されたい。 |
| 58 | | ― | 太田構成員 | 犯罪者が被害者の所在する都道府県には帰住しないよう、仮釈放前の生活環境調整において確実に帰住調整を行うようにすべきだと考えます。また、保護観察において、対象者が被害者の所在する都道府県に転居することを許可しないようにすべきです。両者の場合、やむを得ない正当な理由があって、被害者の所在する都道府県に帰住又は転居することを認める場合でも、被害者の所在する地域には接近しないような特別遵守事項を設定できるようにすべきであると考えます。 |
| 59 | 3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 | 107 | 假谷構成員 | 被害者支援室の方は、被害者対応の理解が進んでいるように思われるが、各署に被害者支援室の設置はされているか。被害者支援室につなぐよう、周知はされているか。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。 |
| 60 | | 115<br>(148) | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。交通事件以外でも、副検事の被害者に対する説明が不十分である例がある。副検事への研修は交通事故以外でも実施されたい。なお、交通事故に関し、警察段階での捜査が不十分、ずさんで立件に至らないなどの例があり、不満が大きいので、対応策を検討されたい。 |
| 61 | | 122 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。片面的遮へいの実施件数。片面的遮へいのためのマジックミラーの備品はいくつあるか。 |
| 62 | 全項目 | 右記 | 假谷構成員 | 施策番号38、50、51、54、62、63、68、74、78、79、80、81、84、87、88、93、94、96、103、106、108、110、111、114(149)、116、117、119、120、123、124については、引き続き実施されたい。 |

第3　刑事手続への関与拡充への取組

| 番号 | 項目 | 施策番号 | 構成員 | 施策の進捗状況に対する意見・評価 |
|---|---|---|---|---|
| 63 | 1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 | 125・<br>126 | 假谷構成員 | さらに徹底されたい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 64 | 1．刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 | 129 | 假谷構成員 | 検察官によっては、「公訴事実の要旨」を書き出した書面を交付されることがあるが、損害賠償命令の申立てに必要であり、第1回公判後は裁判所での謄写も可能になるものであるから、不適切な事情が無い限り、原則起訴状の写しを交付するよう改善されたい。 |
| 65 | | 130 | 假谷構成員 | 不起訴事案、控訴審にも対応されたい。 |
| 66 | | 131・132 | 伊藤構成員 | 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実について、「～努めた」とあるが、検察官によって対応に差が生じないようにするためには、指針なり書面化したものがあるとよいのではないか。 |
| 67 | | 132 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。なお、公判前整理手続について、被害者参加弁護士が就いていても、検察官の方から経過について連絡してもらえないことがままみられる。連絡されたい。 |
| 68 | | 134 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。保釈時に被害者への問い合わせを確実に実施する方策を検討されたい。保釈決定があったときに直ちに、かつ確実に被害者へ連絡される方法を検討されたい。 |
| 69 | | 135 | 假谷構成員 | 上訴の要否について、被害者の意向が必ずしも聴取されていないように感じられる。確実に聴取される方策を検討されたい。 |
| 70 | | 136 | 假谷構成員 | 検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。 |
| 71 | | 137 | 假谷構成員 | 検察官から少年事件被害者への説明が十分にされているとは思えない。確実に実施されるよう検討されたい。<br>傍聴件数の数が少ない理由は何か。 |
| 72 | | 139～141 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。パンフレットを交付する際に弁護士制度も案内してもらいたい。 |
| 73 | | 143・144 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。わいせつ物品データの削除等の運用状況。 |
| 74 | | 145 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。警察段階で、加害者情報を被害者に伝達するよう求めても断られる例が散見されるので、改善されたい。 |
| 75 | | 147 | 假谷構成員 | 死亡事案であれば、重大悪質な交通事故事件に含まれるのか。死亡案件で、適切な捜査がされていない例も散見される。 |
| 76 | | 150 | 假谷構成員 | 不起訴記録が客観的なものにしか限られておらず、その後の民事裁判等で大きな支障を生じている。不起訴処分に関する十分な説明と不起訴処分を争う機会の確保を要望します。加害者の供述調書を含め、検察官の柔軟な判断により、開示の対象とされたい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 77 | 1．刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 | 151 | 假谷構成員 | 不起訴になる場合、特に医療観察等では、説明が不十分である。起訴した場合には、事前鑑定や鑑定書等が一定程度開示されることもある。不起訴の場合であっても、一定程度開示されたい。 |
| 78 | | 153 | 假谷構成員 | 希望した被害者については、引き続き実施されたい。 |
| 79 | | 155 | 假谷構成員 | 社会記録、少年簿についても一定程度開示されたい。 |
| 80 | | 156 | 假谷構成員 | 引き続き実施されたい。利用可能な被害者にもれなく案内をされたい。被害者通知に、利用案内を同封することを検討されたい。6か月に一度の被害者通知。 |
| 81 | | 162 | 假谷構成員 | 具体的な賠償計画を立てたのは何件か。賠償計画を立てるにあたり、被害者に意向を問い合わせているか。聞かないのはおかしいのではないか。賠償計画に則って賠償がされているのか。 |
| 82 | | 163 | 假谷構成員 | 保護観察所への出頭は被害者にとって負担である。来庁せず、オンラインでの実施について検討されたい。 |
| 83 | 全項目 | 右記 | 假谷構成員 | 施策番号127、128、131、133、138、142、146、152、161、165については、引き続き実施されたい。 |

第4　支援等のための体制整備への取組

| 番号 | 項目 | 施策番号 | 構成員 | 施策の進捗状況に対する意見・評価 |
|---|---|---|---|---|
| 84 | 1．相談及び情報の提供等 | 167・168 | 伊藤構成員 | 性被害に対応する「ワンストップ支援センター」のワンストップと、令和6年「取りまとめ」で提案した地方公共団体における「ワンストップ・サービス体制」が混同しやすいので、整理する必要があるのではないか。 |
| 85 | | | 伊藤構成員 | 「総合的対応窓口」は、被害者支援の窓口であることが判別しにくいので、違う名称にした方がよいのではないか。 |
| 86 | | 169 | 伊藤構成員 | 地方公共団体における専門職配置があまり進まない現状分析が必要ではないか。その分析（進まない要因）を踏まえ、例えば国や都道府県による財政措置等を検討する必要があるのではないか。 |
| 87 | | 211 | 武構成員 | もっと教育関係の人たちに理解をしてもらうように動いてもらいたい。残された兄弟の支援がまだまだされていないように思う。兄弟は、学校に通っていることが多い。以前、学校の先生から、気になったが、どう関わったらいいのか分からなかったと聞いたことがある。何もないときから、犯罪被害者のことを知っていて理解していたなら行動しやすいと思う。そして、先生自身が困った時、相談窓口も見つけやすいと思う。学校にスクールカウンセラー等を派遣することもあると思うが、こどもが、そこに足を運ぶにはハードルが高いように思う。専門のカウンセラーに関わるにしても、日常生活でいつも関わっている先生、養護教諭等が時間をかけて話を聞いた後に必要であればカウンセラー等に繋げてほしい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 88 | 1．相談及び情報の提供等 | 224 | 伊藤構成員 | 自助グループについて、その紹介にとどまらず、一定の活動内容の基準を満たす団体に対してはその運営や財政面での支援を検討してもよいのではないか。自治体に働きかけるのも1つである。 |

全体

| 番号 | 項目 | 施策番号 | 構成員 | 施策の進捗状況に対する意見・評価 |
|---|---|---|---|---|
| 89 | | | 伊藤構成員 | 「二次的被害」を「二次被害」に。現在、二次被害を自治体等でも用いることが一般的になっているため。 |